

兵庫県公報

平成26年3月7日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	1

告 示

兵庫県告示第185号の2

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成26年2月28日に、尼崎市武庫町1—36—22西日本N T T関連労働組合執行委員長兼廣英治から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年3月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

西日本N T T関連労働組合が主張する次の事項について

基準内賃金引上げ、成果主義賃金制度の廃止、満了型社員の65歳までの雇用延長、全職場において健全な職場にすること、福利厚生の実施ほか

2 日時

平成26年3月14日（金）始業時（午前9時）から1時間

3 場所

兵庫マーケティングセンター 尼崎市西長洲町2—2—1 N T T尼崎別館

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。